

# 個人情報法、消契法、特商法 重要法の改正施行が続々

## 最

近のトピックと言えば、2017年中に、業界にとって重要度の高い3つの改正法が施行されることでしょう。具体的には、①改正個人情報保護法(5月30日施行) ②改正消費者契約法(6月3日施行) ③改正特定商取引法(12月施行)——の3法です。以下に概略や対策などをご説明したいと思います。

①の改正個人情報保護法ですが、業界の中で対策が必要になるのは、まず(イ)名簿業者から顧客リストを入手している訪問販売・電話勧誘販売形態の会社です。

こちらは、名簿業者から入手した顧客の記録を付けたり、プライバシーポリシーを整備するなど、所定の対応が必要になります。

もう一つは(ロ)ネットワークビジネス(NB)会社です。

こちらは「5000件要件」が撤廃されることによって、個人情報を保有する全てのディストリビューターも個人情報保護法の規制対象となります。ですから、この点の周知・対応が必須となります。

さらに、ダウンの入退会・購入履歴情報などをアップに提供している場合は、基本的に「第三者提供」となりますので、改正によって、会社・会員双方において記録を付ける義務などが課せられることになります。

これを避けようとするならば、主宰会社とアップ会員が、個人情報を

「共同利用」するという形を取る必要があります。ただし「共同利用」システムを取る場合も、プライバシーポリシーを整備したり、あるいはアップ会員側の十分な管理体制を作ったりすることなどが必要となります。現状、この点について、各社は整備を急いでいる段階だと思います。

なお、個人情報保護法の場合、特商法の違反と違って、いきなりの行政処分などのリスクは無いので、万一、施行日に対策が間に合わないとしても、早めに改善に努めれば、実害はない可能性が高いと思います。

②の改正消費者契約法については、なんと言っても、過量販売規制が導入されることの影響が大きいと思います。消契法は、特商法適用業種だけではなく、全ての消費者取引に及びますので、社会的にも大きなインパクトがあると思います。いろいろなセミナーで話していますが、デパートの外商販売、果てはキャパクラでの遊興まで対象になります。

そこで、特商法の規制がある訪問販売、電話勧誘販売(※12月から)以外にも、NB、宣伝講習販売、展示会方式の販売などは、まさに要注意ということになります。

先だって、消費者庁から逐条解説が公表されました。これを見ると、取消権が認められるためには、それなりにハードルがあります。しかし、消費生活センターの担当者は、そんなことは全く気にしないで、何かあればすぐに「過量販売で取消!」と主張してくるでしょう。また、消費者保護系の弁護士なども、判例を取るた

め、採算を度外視して、訴訟提起などをしてくることが予想されます。その際、法律改正によってニュースバリューがありますので、マスコミが報道することなども考えられ、十分な注意、対策が必要だと思います。

過量販売の可能性のある会社の場合、(1)顧客ごとに商品販売状況のデータ管理を行うこと、(2)自社の過量販売基準を作ること、(3)過量販売の主張があった場合、早期かつ円満な解決を図ること——が必要となる対策になると思います。

③の改正特商法については、皆さまもご存じのとおり、執行・罰則の強化の改正であり、具体的な勧誘方法などについての改正はありませんでした。したがって、具体的な対策があるわけではありません。

ただ、行政処分を受けた場合の業務停止期間が、現在の最長1年から最長2年になることが、大きなポイントとなります。

これまで1年が上限であったため、9か月程度に抑えられていた業務停止期間が、12月からは、悪質とされれば、1年間や、1年6か月などの長期の業務停止処分が出る可能性が高くなります。

特に、法律が改正された当初、消費者庁などは「見せしめ」的に行政処分をするパターンが多いですので、要注意です。

こうした点からも、特に被害が起きやすい、高齢者、若年層への販売、特に過量販売と取られる販売については、絶対に避ける必要があると思います。



弁護士  
全国直販流通協会 顧問  
千原曜氏